

## (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

### 1. 計画の背景

#### ①障がい者計画

本計画は「障害者基本法」の第11条第3項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい者計画」を策定することが定められています。

##### ◆第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ②障がい福祉計画

本計画は「障害者総合支援法」の第88条第1項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい福祉計画」を策定することが定められています。

##### ◆第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ③障がい児福祉計画

本計画は「児童福祉法」の第33条の20第1項において、市町村は国が定める基本指針に即して、「障がい児福祉計画」を策定することが定められています。

##### ◆第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 2. 東御市総合支援協議会の設置

計画の策定に当たっては「東御市障害者総合支援協議会設置要綱」の第2条に協議事項として「障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること」が定められており、「東御市総合支援協議会」を設置し、本計画を策定するための協議を行うこととします。

#### (協議事項) 第2条

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の策定、進捗管理に関すること。
- (5) その他地域の障害福祉に関すること。

### 3. 策定経過

#### ①障がい者計画

- ・平成 18 年度～22 年度の期間で「第 1 次東御市障がい者計画」を策定
- ・平成 23 年度～27 年度の期間で「第 2 次東御市障がい者計画」を策定
- ・平成 28 年度～令和 2 年度の期間で「第 3 次東御市障がい者計画」を策定
- ・令和 3 年度～8 年度の期間で「第 4 次東御市障がい者計画」を策定

#### ②障がい福祉計画・③障がい児福祉計画

- ・平成 18 年度～20 年度の期間で「第 1 期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成 21 年度～23 年度の期間で「第 2 期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成 24 年度～26 年度の期間で「第 3 期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成 27 年度～29 年度の期間で「第 4 期東御市障がい福祉計画」を策定
- ・平成 30 年度～令和 2 年度の期間で「第 5 期東御市障がい福祉計画」及び「第 1 期東御市障がい児福祉計画」を策定
- ・令和 3 年度～5 年度の期間で「第 6 期東御市障がい福祉計画」及び「第 2 期東御市障がい児福祉計画」を策定
  
- ・令和 5 年度に令和 6 年度～令和 8 年度を期間とする「第 7 期東御市障がい福祉計画」及び「第 3 期東御市障がい児福祉計画」を策定